



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） ..... 1
- 民有保安林の指定・2件（森林緑地課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除・4件（森林緑地課） ..... 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） ..... 3
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） ..... 6

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程等の一部を改正する規程 ..... 6

### 教育委員会事項

- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則 ..... 23

## 告 示

### 沖縄県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 石垣市字伊原間赤石249番43
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 名護市字許田前原274番1・275番1・279番・280番1・280番2・281番から283番まで・284番1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 保安林の所在場所 石垣市字新川皆野宿1583番19（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字古我知古我知原295番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南463番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年 2月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番1・213番37・243番47・字港81番18・字中野31番1・73番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 港湾施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖繩県告示第93号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成24年 2月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南463番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖繩県告示第94号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、沖繩県土木建築部道路管理課及び沖繩県北部土木事務所において、平成24年 2月28日から同年 3月12日まで一般の縦覧に供する。  
平成24年 2月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 18号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字世富慶5606番111から 名護市字世富慶5606番111まで	9.1m ～ 10.2m	6.7m
新	名護市字世富慶5606番111から 名護市字世富慶5606番111まで	10.2m ～ 11.6m	6.7m

**沖繩県告示第95号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖繩総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。  
平成24年 2月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 豊見城市字名嘉地
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年12月7日から平成24年 1月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成）

**沖繩県告示第96号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有銘(1)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(1)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(1)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(2)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(3)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(4)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(5)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(5)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(6)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(6)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(6)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(7)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(9)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(10)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(11)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

有銘(12)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(12)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(12)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(13)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(1)－1	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(1)－2	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(2)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(3)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
慶佐次	東村字慶佐次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－1	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－2	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－3	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－4	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－5	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(1)－6	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(2)	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」	

高江(3)	は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘303-A14-06	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
有銘303-A14-14	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
有銘303-A14-32	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
有銘303-B14-21	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流
川田	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	土石流

**沖縄県告示第97号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 那覇市首里石嶺町2丁目
  - (2) 削除する部分 那覇市首里石嶺町2丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**沖縄県告示第98号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 5・5・那3号識名公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 那覇市字真地
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**病 院 事 業 局 事 項**

**沖縄県病院事業局管理規程第1号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 2月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

## 沖縄県病院事業企業職員給与規程等の一部を改正する規程

第1条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条関係）

病院事業行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600

	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
再	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
任	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
用	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
職	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
員	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
以	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
外	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
の	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
職	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		



員	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
	86	239,700	294,800	343,200	383,900		
	87	240,400	295,100	343,700	384,500		
	88	241,100	295,500	344,200	385,100		
	89	241,900	295,800	344,600	385,800		
	90	242,400	296,200	345,100	386,400		
	91	242,900	296,600	345,600	387,000		
	92	243,400	297,000	346,100	387,600		
	93	243,700	297,100	346,300	388,300		
	94		297,500	346,800			
	95		297,900	347,300			
	96		298,300	347,800			
	97		298,500	347,900			
	98		298,900	348,400			
	99		299,300	348,900			
	100		299,700	349,400			
	101		299,900	349,700			
	102		300,300	350,100			
	103		300,700	350,500			
	104		301,100	350,900			
	105		301,300	351,400			
	106		301,600	351,800			
	107		302,000	352,200			
	108		302,400	352,600			

	109		302,600	353,100					
	110		303,000	353,500					
	111		303,400	353,900					
	112		303,700	354,200					
	113		303,800	354,700					
	114		304,200						
	115		304,600						
	116		305,000						
	117		305,200						
	118		305,500						
	119		305,800						
	120		306,100						
	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。  
別表第2病院事業医療職給料表(2)及び病院事業医療職給料表(3)を次のように改める。

病 院 事 業 医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600

	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
再	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
任	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400

用 職 員 以 外 の 職 員	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
職 員	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
職 員	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
職 員	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
	86		291,900	328,500	350,300		
	87		292,100	328,800	350,700		
職 員	88		292,300	329,200	351,100		
	89		292,700	329,600	351,500		
	90		292,900	330,000	351,900		

91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	354,600			
98		295,100	333,000	355,000			
99		295,400	333,400	355,400			
100		295,700	333,800	355,800			
101		296,000	334,000	356,300			
102		296,300	334,400	356,700			
103		296,600	334,800	357,100			
104		296,900	335,000	357,500			
105		297,200	335,100	358,000			
106			335,500				
107			335,900				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (10) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	

	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
再	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
任	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
用	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
職	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
員	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
以	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
外	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
の	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
職	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	

員	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
	94	283,600	317,800	352,300	371,200	
	95	284,600	318,500	353,000	371,700	
	96	285,600	319,100	353,700	372,200	
	97	286,500	319,800	354,200	372,800	
	98	287,300	320,200	354,700	373,300	
	99	288,100	320,900	355,200	373,800	
	100	289,000	321,600	355,700	374,300	
	101	289,800	322,000	356,200	374,900	
	102	290,600	322,600	356,700	375,400	
	103	291,400	323,200	357,200	375,900	
	104	292,200	323,800	357,700	376,300	
	105	292,900	324,200	358,000	376,900	
	106	293,400	324,700	358,500	377,400	
	107	293,900	325,200	359,000	377,900	
	108	294,400	325,700	359,500	378,400	
	109	294,600	326,100	360,000	379,000	
	110	295,000	326,500	360,500	379,500	
	111	295,200	326,900	361,000	380,000	
	112	295,600	327,300	361,500	380,500	
	113	295,900	327,700	362,000	381,100	
	114	296,200	328,100	362,500		
	115	296,600	328,500	363,000		
	116	296,900	328,800	363,400		



117	297,200	329,100	363,800
118	297,500	329,500	364,300
119	297,800	329,900	364,800
120	298,200	330,300	365,300
121	298,500	330,500	365,700
122	298,900	330,900	366,200
123	299,300	331,300	366,700
124	299,700	331,700	367,200
125	299,900	331,900	367,600
126	300,200	332,200	
127	300,600	332,600	
128	301,000	332,900	
129	301,200	333,000	
130	301,600	333,400	
131	302,000	333,800	
132	302,400	334,200	
133	302,600	334,500	
134	303,000	334,900	
135	303,400	335,300	
136	303,800	335,700	
137	304,000	336,000	
138	304,300	336,400	
139	304,700	336,800	
140	305,100	337,200	
141	305,300	337,500	
142	305,700	337,900	
143	306,100	338,300	
144	306,400	338,700	
145	306,500	339,000	
146	306,900	339,400	
147	307,300	339,800	
148	307,700	340,200	
149	307,900	340,500	
150	308,200	340,900	
151	308,500	341,300	
152	308,800	341,700	
153	309,200	342,000	
154	309,500		
155	309,700		
156	310,000		

	157	310,400					
	158	310,700					
	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。  
別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600

	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
再	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
任	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
用	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
職	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
員	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
以	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
外	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300

	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
の	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
職	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
員	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	366,400
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	367,000
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	367,600
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	368,100
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	368,700
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	369,300
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	369,900
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	370,400
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	371,000
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	371,600
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	372,200
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	372,700
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	373,300
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	373,900
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	374,500
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	375,000
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	
	93	219,100	262,600	297,900	323,400	

94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	
113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	
116	230,600	269,300	307,300	
117	231,000	269,600	307,600	
118	231,400	269,900	308,000	
119	231,800	270,200	308,400	
120	232,200	270,500	308,800	
121	232,600	270,600	309,000	
122		270,900	309,400	
123		271,200	309,800	
124		271,500	310,200	
125		271,600	310,400	
126		271,900	310,800	
127		272,200	311,200	
128		272,500	311,600	
129		272,600	311,800	
130		272,900	312,200	
131		273,200	312,600	
132		273,500	313,000	

	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。  
別表第4中「543,000」を「541,000」に、「620,000」を「617,000」に、「724,000」を「721,000」に、「848,000」を「844,000」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項後段を削り、同項を附則第3項とする。

附則第5項を附則第4項とする。

**第2条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2アの表中「12,100円」を「12,000円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年3月に支給する給料の月額に関する特例措置）

2 平成24年3月に支給する給料の月額は、第1条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第4条から第6条の2まで、第28条、第29条、附則第3項又は附則第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料の月額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、給料は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（病院事業特定任期付職員給料表の適用を受ける職員にあっては、その号給が次の表の号給欄に掲げるものであるもの）であるもの（改正後の附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは病院事業医療職給料表(1)、病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表、病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)、病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)若しくは病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）第5条第2項に規定する管理職員を除く。以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第16条の2第2項に規定する人事委員会で定める額を除く。）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、平成23年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則（平成23年沖縄県人事委員会規則第19号。以下「規則」という。）第3条第1項で定める期間に相当する期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則第3条第2項で定める月数に相当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
	1 級	1号給から93号給まで

病院事業行政職給料表	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
	病院事業医療職給料表(2)	1 級
2 級		1号給から84号給まで
3 級		1号給から68号給まで
4 級		1号給から56号給まで
5 級		1号給から40号給まで
6 級		1号給から24号給まで
病院事業医療職給料表(3)	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から92号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から20号給まで
病院事業現業業務従事職給料表	1 級	1号給から121号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から76号給まで
	4 級	1号給から48号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
病院事業特定任期付職員給料表	—	1号給から3号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から平成24年3月1日までの期間引き続き在職した者以外の者を除く。）に平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(3) 平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から平成24年3月1日までの期間引き続き在職した者以外の者を除く。）に平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成24年3月の給料の月額は、改正後の給与規程第4条から第6条の2まで、第28条、第29条、附則第3項又は附則第4項の規定により定められる額とする。

(1) 地域手当、離島診療支援手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当

(2) 退職手当

## 教育委員会事項

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月28日

沖縄県教育委員会

委員長 安次嶺 馨

沖縄県教育委員会規則第2号

**沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）」を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「図書館」を「沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「、埋蔵文化財センター及び青少年の家」を「及び埋蔵文化財センター」に改め、同条を第5条とし、第7条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条及び第17条を削る。

第18条中「第6条から前条まで」を「第5条から前条まで」に改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条中「第6条から第18条まで」を「第5条から第15条まで」に改め、同条の表中

	専 門 職 員	上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。	を
	副 主 査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	
」			
	副 主 査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	に改め、同条を第
」			

17条とし、第21条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（沖縄県立図書館の管理に関する規則の一部改正）
- 2 沖縄県立図書館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---